

この一文は、昭和十年四月、雑誌「維新」に發表したものであるが、皇國教學の根本精神に關するところがあると思ふので、此の講演集の卷末に附することとした。

### 一、明治初期の教育思潮

嘗ては佛教の渡來によつて、ひつくりかへる混亂を護した日本である。佛像を浪速の池に投じた故事は言はずもがな、西教切支丹の跋扈に際して、何百人となく、火刑したる史實、さらには明治初年における廢佛棄釋、みな外來思想の禍から遁れようとしたる日本精神の顯現であつた。儒學はその漸、遠く深く、所謂、和魂漢才の語すら出でくる程に日本文化と關聯し、容易にその染を洗ひ得ない形にあつたけれども、明治初年の日本精神運動

は、明かにその禍を意識し、皇國固有の本つ學びを教學の中心とする動向が顯著であつた。

例へば、明治元年九月十六日發表の皇學所通則第一條及び第二條に、

一 國體を辯じ名分を正すべきこと

一 漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たるべきこと

とあり、更に、その十二月、太政官布告を以て發表せられたる皇學所學則前文に、『近來皇學太だ衰へ、外國に對しても不都合につき、今般更に皇國學盛大に御振起遊ばされ度思召に候間、各一新の御趣意を奉戴し、異日國家の大用に相立ち候やう一同奮發勉勵致すべき旨御沙汰のこと』

とあり、その教課は、古事記、日本書紀、令義解、萬葉集等の講釋であつた。

然るに明治二年六月十六日、大學校の規則が發表され、さらに九月十日、つひに、皇學所の廢止を見るに至つた。

大學校は、東京に設けられ、開成校、兵學校、醫學校を綜合したものであつたが、玉松

操等がその精神に反對した。本來ならば、東京の大學校の外に京都にも大學校が置かるべきで、そのため、既に調査も遂げて居り、皇學所を擴大してこれに當てられることになつてゐたのに、京都の方は取やめになり、同時に皇學所も廢止になつたのである。そこで、玉松操等は、大に憤慨して、調査済の大學規則私案といふを呈出し、東京に創設せらるゝ大學校は宜しくこれに則るべきであると建議した。玉松操等は、東京遷都にも反對だつたのである。これは外でもない。東京に遷れば、その地が外夷の影響の多い地なるにより、學問また自ら外夷の影響を蒙るであらうことを憂慮したからである。皇道興隆の維新の皇謨が消磨し去ることを恐れたからである。即ち、彼等の意圖が奈邊に存したかは、その時提出した左記大學規則私案によつて知ることが出来る。

一、神典 滿天下に一人も漏るゝものなく天地神明の靈德を相悟り候やう仕向け候こと  
第一義と存候、方今ヤソ教東漸の機これあり候へば、此方より神明の大道を講明して斯民を教導致候時は、所謂上兵は伐謀の義にて實に至極の學問と存候。

一、漢學 神典講究の上は、望に隨つて學に入らしめ、道の異同並に漢土歴代治亂興廢

の迹をも知らしむべし。

一、洋學 神典講究の上は、右講官の差圖を受け、講官連名にて長官へ申出で、免許の上洋學に入らしむべし。但、勤王敬神の大義は精々取調べに相成り、御國體を立て候處に着眼せしむべきこと。

一、漢學は長を取り短を捨て、勤王敬神の大道を補佐の心得第一のこと。禪讓放伐の類神明の道に低特候事故斷然取捨有たく候。

一、洋學は皇國の古傳に基き、天文地理醫術機械の精義を講究すべく、かの國、教法の學は嚴禁のこと、茲に所謂洋學は彼が技藝を學ぶのみにて、教を探るにはあらず、此處よくよく勘辨すべし。

一、三學（和漢洋）鼎立の姿にては、恐れながら天つ日嗣の御國體忽ち雲霧に歸し、皇道の蘊奥はいかなるものか一人も存ぜざるやうなり行くべきは必然の勢に候。たとへば生徒千人ありとて内五百人は洋學三百人は漢學と相成り、かねて御布令の皇張すべき皇學は漸く二百人にも足らざるやう成り行くべきかと存候、右様相成候ては天下有

志の徒傍觀に堪へず、議論沸騰至し、如何なる變事發るべきやも計りがたく、實以て焦心仕候こと。

とある。この最後の項で見ると、維新の新政は、神武の古に復するにありとする玉松等の意見の外に、すでに和漢洋鼎立の形で、教學を進めやうとする意見もないではなかつたことがほの見える。しかも、大國隆正、玉松操、福羽美靜等一聯の皇國學派は、どこまでも、皇學は根幹、漢學洋學は枝葉、皇學は本體漢學洋學は共に羽翼とする思想を以て一貫し、教學の方向を一定しやうと努力した跡が歴々明白である。

## 二、自由教學精神の蓋頭

明治維新の指導精神はいふまでもなく、祭政一致、敬神崇祖を中軸とする皇國學の復興であつた。さればこそ、明治元年二月の官制には、神祇局が諸局の筆頭に置かれ、同年九月十六日の皇學所通則には、國體を辯じ名分を正すべきことが第一條に掲げられてゐるの

である。然るに、外國との交渉が日に月に繁くなり、長崎では、基督教處置問題が起り、國家經營の實際は、西洋窮理の學を採入れる必要に迫られ、明治二年五月、つひに京都の皇學所を廢して東京に大學校が置かれることになつた。その時にははや、皇學中心の教學精神がやゝ動搖を初め、西洋自由教學の精神が隱然擡頭し始めてゐたのである。即ち、二年六月十六日の政府布告の大學校規則に、

『道の體たるや物としてあらざるなく、時として存せざるなく、その大外なくその小内なし、天地自然の理にして人々の得るところ、その要は三綱五常、その事は政刑教化、その詳かなるは即ち和漢洋諸書の載するところ、學校は即ち斯道を講じ、知識を廣め、藝を磨き、以て天下國家に實用を奏するところのものなり、蓋し、神典國典の要は皇道を尊み、國體を辨するにあり、乃ち皇國の目的學者の先務といふべし。漢士の孝悌彝倫の教、治國平天下の道、西洋の格物窮理、開化日新の學みなこれその道のあるところ、學校のよろしく講究採擇すべき所なり、且つ兵學醫學の如きも國の興廢民の生死の繫るところ、政務中最も重んずべきことにして、外國と雖もその長ずると

ころは亦採つてもつて我國の有とすること勿論のみ、斯の如くなれば、舊來の陋習を破り、天地の公道に基き、知識を世界に求め、大に皇基を振起する御誓文の趣旨に悖らず、是れ即ち大學校の規模なり』

とある。皇國の目的學者の先務とはあるけれども、皇學を中心として漢土西洋の學を羽翼とする意味が明白でない。たゞ何も彼も必要だといふ方に重きがおかれてある。さきに示した玉松等の大學校規則私案は、實はこの達しに對する抗議だつたのである。玉松操等とて、漢學洋學を無下に退けるのではなく、三學鼎立——皇學も漢學も洋學も對等のものと見る——に反對だつたのである。根本を立てず、何でも入れると結局、國體背反の思想が蔓るやうになると考へ、それを大に憂慮したのである。

今日から見れば、玉松操等の憂慮は單なる杞憂ではなかつたのである。『三學鼎立の姿にては恐れながら天津日嗣の御國體忽ち雲霧に歸し、皇道の蘊奥は如何なるものか一人も存せざるやうになり行くべきは必然の勢に候』まことにその通りである。恐ろしいほどの豫言である。的中である。

今日、全國幾萬の大學出身者中皇國國體の本義を辨へるもの果して幾人あるであらうか。美濃部學説が三十年間放置されて而もそれが帝國大學名譽教授、勅選貴族院議員として、國家試験の試験委員として、はた多數大學の憲法講座擔任者として、看過され許されて來たといふのも畢竟、今日の知識階級の大部分が、和魂を失ひ、洋魂洋才洋技になり切つてをるからであり、日本人でありながら日本知らずになつて了つてをるからであり、西洋立國の基本たる自由教學の精神——自由主義個人主義民主主義——が深く根を張つてしまつてをるからである。

### 三、自由民權思想

まことや、大國隆正、玉松操、福羽美靜等の皇道興隆に對する非常なる熱意にも拘らず、明治初年の日本は、世をあげて自由教學歐化思想の渦中に捲き込まれてしまつたのである。

自由教學の思想は、既に徳川時代から長崎を通して我國に這入つてゐた、土佐の坂本龍馬、後藤象次郎、福岡孝悌、熊本の横井小楠、さては、横井の感化による越前の三岡八郎佐賀の副島種臣、薩摩の寺島宗則、みな何程か自由教學自由民權の思想的影響を受けてゐた。従つて、維新當初の廟堂における政治思想には、少なくとも、三つの思潮が流れてゐた。一は、皇國の立場からする祭政一致の皇政復古、これは神祇官、皇學所を中心とする流れであり、一は、土佐、薩摩、佐賀、越前の先覺者間に漠然とではあるが芽生え初めてゐた西洋流の自由民權思想であり、一は、徳川時代から受けついで來た漢學流の善政的治國平天下思想である。しかし、自由民權思想と善政的治國平天下思想とは、何程か相通ずるところがあり、善政的治國平天下思想と皇國祭政一致の思想とも亦、その學的混淆の結果として、一分相通ずるものあるやうに思はるゝところから、その根本的區別（大切な區別であるが）が多くの人達には明瞭にされてゐなかつたのである。そこで、異論な思想が混在しながら否混在のままに新政治機構を打立てなければならぬ地位に立たせられてゐた明治新政府は、先づ形を整へる爲に西洋流の三權分立制を取り入れ、これに日本古來

の政治機構を幾分か加味することになつたのである。明治元年閏四月、維新最初の法制ともふべき『政體書』はかくして發表されたのである。

この政體書は、明治元年三月十四日に發布せられた五ヶ條の御誓文における萬機公論の意味の具體化とも見るべきものであるが、その起案に與かつたのは福岡孝悌、副島種臣等であり、副島は、夙に長崎においてシーボルト、フルベツキー等に外國の政治學を學んでをり、福岡は、アメリカのブリッヂマンが米國の政體のことを書いたもの、漢譯『聯邦志略』を研究してゐた。従つて、西洋流の自由民權思想が大に加味されてゐた。

- 一、天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス、即チ政令ニ途ニ出ヅルノ患ナカラシム、太政官ノ權力ヲ分チ立法行政司法ノ三權トス
- 一、各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
- 一、諸官四年ヲ以テ交代ス、公選入札ノ法ヲ用フベシ

事實、この政體書に本づいて、一度は三職の公選が行はれたけれども、かゝるはき違へ

た公選主義は、御誓文における萬機公論の意味の具體化ではなく、また日本の國體にも副はぬものであり、従つて長つゞきはしなかつたのである。

天皇陛下の簾前に於て、役人が投票によつて大臣を選出するといふ思ひ切つた改革振だつたのだから随分反對が多く、山内容堂の如きは、「大反對でござる、苟も國家の大臣たるものは、天皇のお眼鏡によつて定めらるべきである。然るに何ぞや、互ひに入札を以て極めるなど以ての外である。左様な見戯に等しき儀は御免蒙る」とて棄權退席したと言はれてゐる。

政體書における諸官四年制、公選入札は一度きりで空文化したが、それなら日本國體に副うた政治が行はれたかといふにさうではなく、實力本位で、薩長土肥四藩の人人が代る代る廟堂に立つやうになり、藩閥政治跋扈し、歐米迎合の風盛んになり、皇國學を死守せんとする主張は次第にボカされてしまつた。大國隆正、玉松操は三年と四年に相ついで歿し、明治五年、歐米制度に則つた學制の頒布を見て以後は、祭政一致の精神的基調はいつの間にか、薄れて行き、フランス流の自由民權思想を基底とする教育制度、實利實益を

主とするイギリス流の教育制度が取り入れられ、皇國教學の大綱は次第にその影を没し、玉松等の憂慮が不幸にも適中するに至つたのである。明治六年、岩倉、大久保、木戸、伊藤等、歐洲視察團一行の歸朝するあり、對韓問題が紛糾し、意見合はずして西郷、江藤の退いた後の政府は、ますます歐米迎合の傾向になり、歐化主義の先達たる森有禮の文部卿たるに及んで、皇學興隆の勢ひ次第に弱められ、福澤諭吉、加藤弘之等泰西功利の學の徒のみ我が思想評論界に幅を利かし、社會の風尚みなまた一に泰西の流行を追ひ、世に所謂鹿鳴館時代の現出となつたのである。

泰西文化の輸入とこれが攝取は、當時にあつては寧ろ大に必要事ではあつた。皇國成長の滋養素としての外國文化の攝取は蓋し已むを得なかつたに相違ない。而も、皇國學を中心とし、主體とすることを忘れ、何事もあげて外國に模倣し迎合し、進んでは之を崇拜するに至つて、本末主客を顛倒し、今日つひに、日本人にして日本を知らず、外國の思想言論と言へば、一も二もみな權威あるものゝ如く感ずるに至つて、弊やまさに極まれりといふべきである。

#### 四、幼學綱要の編纂

それにつけても思ひ出でらるゝは、

明治天皇の御聖慮の有難さである。

明治十一年、東北御巡幸の砌、各地の教育實況を具さに御覽せられて、特に御氣付かせられたることの一つは、英語は出来るが國語を正しく話すことが出来ず、農商の子弟が實業を知らず、徒らに演説などする浮薄なる外國かぶれの傾向の著しいことであつた。

御還幸の後、時の右大臣岩倉具視を召させられ、これは、五年の學制頒布に際して、餘りに外國の教育方法に泥み過ぎたる結果ではないかとて、我國の道義を教育の第一義とすべき旨を仰せ出された。

我が史上における孝子烈婦の善行を録したる幼學綱要の編纂事業は、實に、この東北御巡幸の折の聖旨を奉じて、侍講元田永孚が編述したものである。十二年の夏稿を起して、

十四年に完成したが、明治天皇は、その成功を嘉せられ、十五年十二月上京せる地方長官一同に御陪食を賜はりたる時、特にこれを全國諸學校に頒たせ賜うた。然るに今日、この欽定修身書が、現代の國民教化に果してどれだけの影響をもちつゝあるであらうか。超えて、明治十五年一月四日を以て、我が陸海軍人に賜はりたる勅諭こそは軍人の魂たるのみならず、國民皆兵の本義から申せば、全國民一人残らず服膺せねばならぬところである。軍人の間には、さすがに徹底してはをるが、一般國民ことに青年學生層に果して浸透してゐるであらうか。

思へば長し、明治天皇のかゝる御憂慮にも拘らず、世は滔々として歐化の波濤いやが上にも逆捲き、外尊内卑の拜外思想が一世を風靡した。外國文化攝取の急なりしためとはいへまことに遺憾の極みであつた。

### 五、明治天皇と帝國大學

明治十九年、學制の大改革があり、大學校が帝國大學と改められ、明治天皇は、その十月二十九日を以て、帝國大學に行幸あらせられ、各科の教授諸設備を仔細に御覽遊ばされたが、超えて十一月五日、特に侍講元田永孚をお召しになり、明白に次の如く宣はせられた。

朕、過日大學に臨す。設くる所の學科を巡するに、物理、化學、動植物、醫科、法科等は益々其進歩を見る可しと雖も、主體とする修身の學科に於ては曾て見る所なし、和漢の學科は修身を専らとす、古典講習科ありと聞くと雖も、如何なる所に設けありや、過日見る所なし、抑大學は日本教育高等の學校なるに、斯の如くにして、政治治要の道を講習し得べき人材を求めんと欲するも、決して得べからず、假令、理科、醫科等の卒業者にして、其人物を成したりとも、入て相となるべきものにあらず、當世復古の功臣内閣に入りて政を執ると雖も、永久を保すべからず、之を繼ぐの相材を育成せざる可らず。

然るに今、大學の教科和漢修身科の有るや無きやも知らず、國學漢儒、固陋なるもの

ありと雖も、其陋なるは其人の過ちなり、其道の本體に於ては固より之を皇張せざる可らず、故に、朕今、徳大寺侍從長に命じて渡邊總長に問はしめんと欲す、渡邊また如何なる考慮なるや、森文部大臣は師範學校の改正よりして、三年を待つて地方の教育を改良し、大に面目を改めんと云ひて自ら信ずと雖も、中學は稍改まるも、大學、見る所の如くなれば、此中より眞成の人物を育成するは決して得難きなり。汝見る所如何。

元田永孚は、御親諭を拜して、恐懼措く所を知らず、臣又實に御親諭そのまゝに、時弊を憂慮しつゝある旨を奉答し、茲に、明治二十三年十月三十日を以て下し給はつた教育勅語を拜するに至つたのである。

我が教學の大本は、教育勅語によつて永遠不動の基礎を得た。けれども、教學の實際はどうかであつたか、依然として、明治二年に玉松操等が憂慮したる所へと流れて來た。皇國教學の最高の府たる大學が殆んど外國思想の本據となつて了つた。その教授の間から多數

の國體破壊者を出した。現に教學の衝に當れるもの、概ね皇國教學の大義を知らず、玉松操の所謂和漢洋三學鼎立(自由主義的教學)を以て學問研究の本義なるかに心得てをるもの比々皆然りである。國體に背反する憲法思想の跋扈する、寔にその由來するところ遠く深いものがあると言はねばならぬ。

## 六、帝國大學と憲法學說

舶來個人主義的自由思想の根城帝國大學を抜くにあらざれば思想維新、教育維新は成功せず、思想維新、教育維新なくして昭和維新はあり得ない。この意味において、昭和維新は、文科大学の改造、法科大学の再建が先決である。機關說問題の所置は、そこまで行かなくては徹底せぬ。

この見地において、諸大學の憲法講座は、一應休講するもよし、急速に、憲法の解釋を國家的に定立して、その解釋に従つて惑ひを解き、定立されたる解釋に従つて講座を再開

する、これ以外施すべき道なしと思ふ。

それには、先づ憲法釋義の國定さるゝ必要がある。然り、憲法の外國的解釋の排撃に次で、なされなくてはならぬ急務は、憲法學說の國家的定立、これである。

憲法學說の國家的定立に到達すれば、それによつて、國家試験は行はるべく、それに本づいて、法學者一般の再教育が行はれる。憲法學說の定立には、言ふまでもなく、皇國國體の研究と認識が先行する。故に、大學に於て憲法を講義せんとする程の人は何を以て、も先づ、皇國學に精通し、皇國國體の本義に徹しなくてはならぬ。この意味において、諸大學には、憲法講座と並んで皇國學講座を常置する必要がある。大學法文學部に日本精神講座、若くは皇國學講座の newly 設定せらるゝことが絶対に必要である。單なる法制史若くは制度史の比較研究程度では、皇國國體の本質を把握し得ないと信ずるからである。

## 七、國體と美濃部學說

美濃部學派の人々が國體背反に到達したる原因を遡つて考へるに、前述の通り、明治維新の當初、玉松操等の杞憂せる三學鼎立思想そのものに源を發してをること明白である。今日の言葉にて言へば、普遍妥當性に囚はれて規範科學の特殊性を顧みなかつたところに錯誤の根源が横つてをるのである。

いふまでもなく、科學には、現象學と規範學とがある、現象學としての物理學算數學の類は、何れの國、何れの時に現はれる現象も、そのまゝに見れば、普遍妥當性を認めることが出来る。しかし、等しく自然科學領域にあつても、それが現實の人間社會と交渉を有する場合には、時、所の制約を免れない。規範科學一般即ち國家學、史學、政治學、社會學等の領域においてはなほさらである。況んや、民族の歴史、傳統に立脚して國家統治の大本を決定するところの憲法においてをやである。

美濃部學說の如く皇國の歴史を知らずして皇國憲法を解釋せんとする如き、既にその出發點を過つてをる。既にその出發點を過る、それが學問的であるよりは寧ろ非學問的たるは多言を要せぬ。

## 八、美濃部學說の誤謬（其一）

字句は訂正してもよいが思想は改めないと美濃部氏は言つたが、その著憲法撮要にせよ、逐條憲法精義にせよ全篇到るところ過れる國家觀を以て蔽はれてをる。過れる字句を除けば、紙上全く見るべき文字が無くなる。それ程にも國體背反の思想に充たされて居るのである。

第一國家觀念が間違つてをる。第二に 天皇に對する考へが間違つてをる。第三に臣民に關する見方が間違つてをる。第四に立憲政治に關する考へが間違つてをる。第五に議會制度に關する考へが間違つてをる。これだけ間違つてをれば、憲法の講義としては全然取るべきところがないではないか。

一、その日本國家觀において、

美濃部説は、日本國家の特質を考へて居ない。いふまでもなく日本は 天皇國である。

日本人は 皇祖天照大神の血脈を受けて生長し發達したる民族である。その民族が一家の如く生活せる國である。天皇は、日本國なる一大家族の父として君臨せられる。日本國家は 萬世一系の天皇を中心として生活する家族國家である。天皇を中心として國民が強固に結ばれた生命國家である。國民はこの生命國家の個々の細胞に相當し、各その所を得つゝ全體として一つの生命的生活を營んでをるのである。天皇と國民との關係は、個々の切れ切れ離れ離れの石ころの集合のやうなものではなく、肉身の愛によつて結ばれてをる生命的統一體である。外國に見る如き、法的關係による權利義務の團體ではない。美濃部説は、日本國家を外國の國家と同様に考へ、會社や政黨や學會などと同様に考へるから國家法人説、國家團體説、國家主權説など國體背反の思想に到達してしまつたのである。つまり日本の本質を知らずに、たゞ外國の憲法思想に教へられて、それに準據して日本の憲法を解釋しようとした、そこに根本的な錯誤があるのである。

二、天皇の御本質について、

美濃部説は、殆ど何の理會もないかに見える。統治權は權能である。御一身御一家のた

めに存するのではない。従つて、天皇の権能を憲法上制限するは己むを得ぬと解してをる。諸外國の國王例へば舊ドイツのフォーヘントルレン家、舊ロシアのロマノフ家、奧國のフェルジナンド家等のやうに、一國中の優秀なる一家族が特に選まれて王位につく場合ならばいざ知らず、日本の天皇は、國家内の一家族または一氏族でない。日本には天皇に對立する氏族もなければ家族もない。國そのまゝあげて天皇の家族なのである。天皇の思惟せらるゝところ、日本國家のため以外にはないのである。天皇にあらせられては、日本國家の永遠の興隆といふことを外にして、御一身御一家の御利益などいふことはあり得ないのである。美濃部説がかく、考へて見るだに恐れ多いことを考へるのは、取りも直さず、我が國の天皇と外國の帝王とを同列に考へてをるからの錯誤である。

### 三、臣民の權利について、

美濃部説は、臣民の語を國法上非難し、公權の主體たる國民の意を表する語としては適切でない、寧ろ公民なる語を用ひたいとの意を述べて居るが(憲法精義第二章)、西洋ならば知らず、日本にあつては、天皇あつての臣民である。和氣清麿の言へるがやうに、君臣

の分定まれる國である。憲法上、臣民の權利は、天皇が臣民の康福を増進し良能を發揮せしめんが爲に與へられたるところ、従つて、天皇は國民の幸福のため國家秩序の維持のためとあらば、いつにてもこの與へられたる權利を停止さるゝ條規(第三十一條)が憲法上儼存するのである。外國には君主と人民との對立があり得る、故に、公權の主體としての臣民といふ思想も成立するか知らぬが、我が國にあつては、絶対に天皇と臣民との對立がない。同心一體である。一君萬民である。天皇の意志即ち國民の總意、國民の總意即ち天皇の意志である。美濃部説の臣民觀念は、外國民主思想を我が憲法解釋に當てはめやうとするもので全然間違ひである。

### 四、立憲政治の解釋について、

美濃部説は、立憲政治の根本義は民衆政治、即ち萬機之を國民の輿論に決する政治である、言換へれば立憲君主政治は君主々義の骨髄の中に民衆政治の精神を含むものである(憲法精義序編)とて、全く日本の政治を民主政治と解しようとしてをる。なるほど、萬機公論の語が五條の御誓文中にありはするが、これは決して民主々義の表現と見るべきで

はなく、當時の歴史から言へば、諸藩有志の意見を聞いて 天皇自ら政治の参考とせらるゝの意である。こゝに公とあるは私に對する語である。決して衆の意ではないのである。然るに、美濃部説のみならず、世の多くの政治家達は、萬機公論の語を以て、民衆政治を裏書されて居るかのやうに曲解してゐる。しかしこれは、多數決政治、民衆政治の意と解すべきではなく、私見を去り、公議を盡すの意と解すべきである。それは、五ヶ條の御誓文と同時に發表せられたる御宸翰を拜すればいとも明白である。

朕幼弱を以て。猝に大統を紹ぎ。爾來何を以て萬國に對立し。列祖に事へ奉らんやと。朝夕恐懼に堪へざる也。竊に考るに。中葉朝廷衰へてより。武家權を専らにし。表は朝廷を推尊して。實は敬して之を遠け。億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし。遂に億兆の君たるも。唯名のみになり果て。其か爲に今日朝廷の尊重は。古に倍せしか如くにて。朝威は倍衰へ。上下相離るゝ事霄壤の如し。かゝる形勢にて何を以て萬民に君臨せんや。今般朝廷一新の時に當り。天下億兆。一人も其處を得ざる時は。皆朕か罪なれ

は。今日のこと。朕自ら身骨を勞し。心志を苦め。艱難の先に立。古列祖の靈させ給ひし職を履み。治績を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かざるへし。往昔列祖萬機を自らし。不臣のものあれば自ら將として之を征し玉ひ。朝廷の政總て簡易にして。如此尊重ならざるゆゑ。君臣相親みて。上下相愛し。德澤天下に洽く。國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け。各國四方に相雄飛するの時に當り。獨り我國のみ世界の形勢に疎く。舊習を固守し。一新の效を計らず。朕徒らに九重中に安居し。一日の安きを偷み。百年の憂を忘るゝ時は遂に各國の凌侮をうけ。上は列聖を辱め奉り。下は億兆を苦めん事を恐る。故に朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ。列祖の御偉業を繼述し。一身の艱難辛苦を問ず。親ら四方を經營し。汝億兆を安撫し。遂には萬里の波濤を拓開し。國威を四方に宣布し。天下を富庶の安きにおかんと欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ。尊重のみを朝廷の事となし。神州の急危を知らず。朕一度ひ足を擧ぐれば非常に驚き。種々の疑惑を生し。萬國紛々として。朕か志をなさ

いらしむる時は。是朕をして君たるの道を失はしむるのみならず。從て列祖の天下を失はしむるなり。汝億兆能々。朕か志を體認し。相率て私見を去り。公議を採り。朕か業を助て。神州を保全し。列聖の神靈を慰し奉らしめば。生前の幸甚ならん。

即ち御宸翰の最後に「相率て私見を去り、公議を採り、朕か業を助て神州を保全し」とあるを拜しても、公論の意味は公平中正の論、舉國一體の正論を意味すること明白である。さらに、五箇條御誓文の最初の草案だと傳へられてをる議事の體大意の中に「萬機公論に決して私に論ずるなかれ」とあるに見ても此の公が私に對する意味なること頗る明白である。

##### 五、議會制度について、

美濃部説は、憲法といふ語を、議會制度を有する國の根本法を意味する語とのみ解してをる。即ち立憲國、立憲政治、憲法政治など稱せらるゝ場合には、常に議會制度を有する國のみを意味するとして、議會制度を憲法と殆ど同一義に解してをるのみでなく、議會を以

て恰も、天皇に對立する獨立の存在なるかに解し、議會を最も重視してをるのである。けれども我が國の議會は、決して、天皇に對して獨立の機能を有するものではなく、天皇によつて招集せられ、天皇によつて停會または解散さるゝ所のもので、天皇政治翼賛の機關である。日本の議會制度は議會中心政治多數黨政治を本義常道とするものではなく、國民輿論の趨勢を見極め、民意の暢達を計らるゝ爲の機關である。議會に對して、豫算案並びに法律案の審議を命ぜらるゝは、畢竟、民意の所在を明かにせられんがためである。従つて、たとへ、議會に於て議決成立したる法律案と雖も、その効力は、天皇之を御裁可あらせられて始めて發生するのである。所謂憲政常道の語によつて表現せらるゝ議院内閣制の如きは、憲法の精神に副はぬものである。議會至上主義の立場に於ての議院内閣制の如きは、歐米民主國の憲法に對しての解釋ならば知らず、日本の憲法の解釋としては全然當らなう。

然るに政黨政治家の大部分は、今も美濃部憲法説そのまゝに議會制度を解釋し、議院内閣制を憲法の常道と心得、今日の如き舉國制内閣を宛も變態なるが如く考へてをる。大な

る心得違ひと言はなくてはならぬ。畢竟、大學の憲法講説が過つた結果なのである。

### 九、美濃部學説の誤謬（其二）

憲法の解釋は、いふまでもなく成文憲法の法文そのまゝに解すればよいこと勿論であるが、しかし、成文憲法の背後に、皇國國體の儼存することを忘れてはならぬ。美濃部派憲法學者は、動もすれば、憲法の制定と同時に我が國體が地下に消え失せでもしたかのやうに考へ、憲法發布以後の日本は、宛かも、歐米同様の法治國に俄かに變質したかの如く考へ、口を開けば、法學上から言へばとか、法律語としてはとか、又は國體は道德上の言葉で、法律語としては政體と言ふべきであるなど、全く皇國國體を法律語に隠れて抹殺し去らうとする、そこに恐るべき害悪がひそんでるのである。その結果として、今日見るがやうに知識層の大多數が歐米流の民主主義自由主義にかぶれてしまひ、皇國日本がヨーロッパ日本の觀を呈するに至つたのである。天か神か、幸に昭和十年、機關説排撃問題以來

國體背反思想を一洗するの機會に到達したことは慶賀に堪へないが、果して今日、どれだけ憲法解釋が事實として改められたか、認識が正されたか、政治家一般の言論にこれを徴して詢に心細さを感じざるを得ない。

諸外國は知らず日本にあつては、憲法は國體の成文化である。皇國國體の註脚である。成文憲法の背後に國體憲法が儼存する。憲法の解釋において不分明なる箇所あらば、徒らに文字の末に囚はるゝことなく、憲法の本源たり母體たる國體そのものゝ中にその本義を求むべきである。然るに美濃部説は、これを敢て國體に求めようとせざるのみならず、全く歴史傳統を異にし、人類の歴史は階級闘争の歴史であると觀じて怪しまざる歐羅巴の憲法學説にその解釋を求めようとする、そこに拭ふべからざる過誤を犯すに至つた根因があるのである。例へば、憲法第一條に、

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

とある。「萬世一系の天皇」なる語は外國には存しないのである。従つて國史の成跡を明らかにせざる彼等には、萬世一系の天皇なる語の眞義が解らないのである。この場合、萬世一系

の語を單に 天皇の形容詞と解すると、萬世一系の天皇を體詞と形容詞とに引離し得ざる一語と觀念するのでは、意味が全く異なるのである。「萬世一系の」なる語は決して「天皇」てふ語を莊重に表現せんとする意味の修飾語ではなく、「萬世一系の天皇」と一語に熟して離し得ざる語なのである。そして、この意味を解するには、皇祖皇宗の遺訓に考へ、肇國樹徳の史迹を深く意に體しなくてはならぬ。

日本歴史を離れて日本國家學を考へることは出来ない。日本國家學を離れて憲法を解することは出来ない。この意味において、憲法を學ぶには、日本國家學、日本歴史と共に學ばなくてはならぬ。

その制定に當つてたとへ、諸外國の憲法を参考せられたるにせよ、制定せられたる憲法は徹頭徹尾日本憲法である。日本憲法の解釋には、決して外國の憲法解釋を適用すべきではない。外國の例を日本憲法の解釋に採入れることは、日本憲法の眞精神を害ふものである。日本憲法は、日本歴史、日本國體に徴してのみ解釋すべきである。日本憲法の要義は、

第一、欽定憲法である。外國の如く國民の要求によつて制定せられたるものでないこと。

第二、國體に本づき國體の註脚として國本を明かにせられたるものたること。

第三、統治の大權を 天皇親ら有せらるゝことを明かにせられたること。

第四、 天皇親ら陸海軍を統率し給ふ意義を明かにせられたること。

第五、宣戰、媾和、條約の締結、兵力重の決定はすべて大權に屬することを明かにせられたること。

第六、大政諮詢、大政翼賛、民意反映の機關として樞密院、議會（貴族院、衆議院）を設けられたること。

第七、議會の權能を法律案豫算案の審議協賛に限られたること。

第八、大權の發動によつて緊急命令を發し得ることを明かにせられたること。の諸點に集約し得る。

一〇、憲法の解釋を國定せよ

此の見地に立つて憲法の解釋を國家的に定立し、その解釋に本づく憲法の理解を全國民に徹底せしむることこそ教學維新の大本であらねばならぬ。或はいふであらう。國體の本義に明白すれば憲法の解釋亦自から一定するに至るであらうと。しかし、成文憲法の解釋について現に問題の存する以上、その解釋を國定することは、取りも直さず國體を明徴する所以であり、同時に、教學の大本を明かならしむる所以たるのみならず、これによつて教政不二の本質を明かにし、維新日本の思想態勢を純正無雜ならしめ、八紘一宇の全一國家をより強固に顯現する所以なりと確信する。

敢て大方の批判に訴へる。

昭和十六年十二月十五日印刷  
昭和十六年十二月十八日發行

總力戰教育  
定價壹圓四拾錢

著者

下中彌三郎

發行者

若月初藏

印刷者

安藤金重

不許複製

發行所

昭和圖書株式會社

東京市麴町區富士見町二丁目一番地

會員番號一一二、五一八

電話九段(33)三二九二番  
振替口座東京五六〇二番

東京市京市田區淡路二丁目九番地  
配給元 日本出版配給株式會社

組合の會計監査 中瀬勝太郎著

定價 〇・八〇  
送料 〇・二〇

組合登記必携 協同組合研究會編

定價 〇・七〇  
送料 〇・〇六

組合文獻解題 高田源清著

定價 一・五〇  
送料 〇・一〇

産業組合書式便覽 協同組合研究會編

定價 一・六〇  
送料 〇・一五

統制經濟と商工業組合 伊東岩男著

定價 二・八〇  
送料 〇・一五

戰時戰後の中小業 井上貞藏著  
土屋重隆著

定價 二・〇〇  
送料 〇・一五

組合の事務 小池金之助著

定價 二・三〇  
送料 〇・一五

新訂商業組合解説 小池金之助著

定價 三・二〇  
送料 〇・二二

工業組合解説 小池金之助著

定價 四・八〇  
送料 〇・二二

増補組合諸規程集 今井悠著

定價 三・二〇  
送料 〇・一五

商工業組合の定款 松浦誠之著

定價 三・二〇  
送料 〇・二二

組合の簿記 河合壽一著

定價 三・八〇  
送料 〇・一五

【最新刊】

臨戦經濟態勢の諸問題

圓地與四松著

定價 二・八〇  
送料 一・一五

總力戰教育

下中彌三郎著

定價 一・四〇  
送料 一・〇〇

鑛山と鑛石の知識

石田一三著

定價 三・八〇  
送料 一・一五

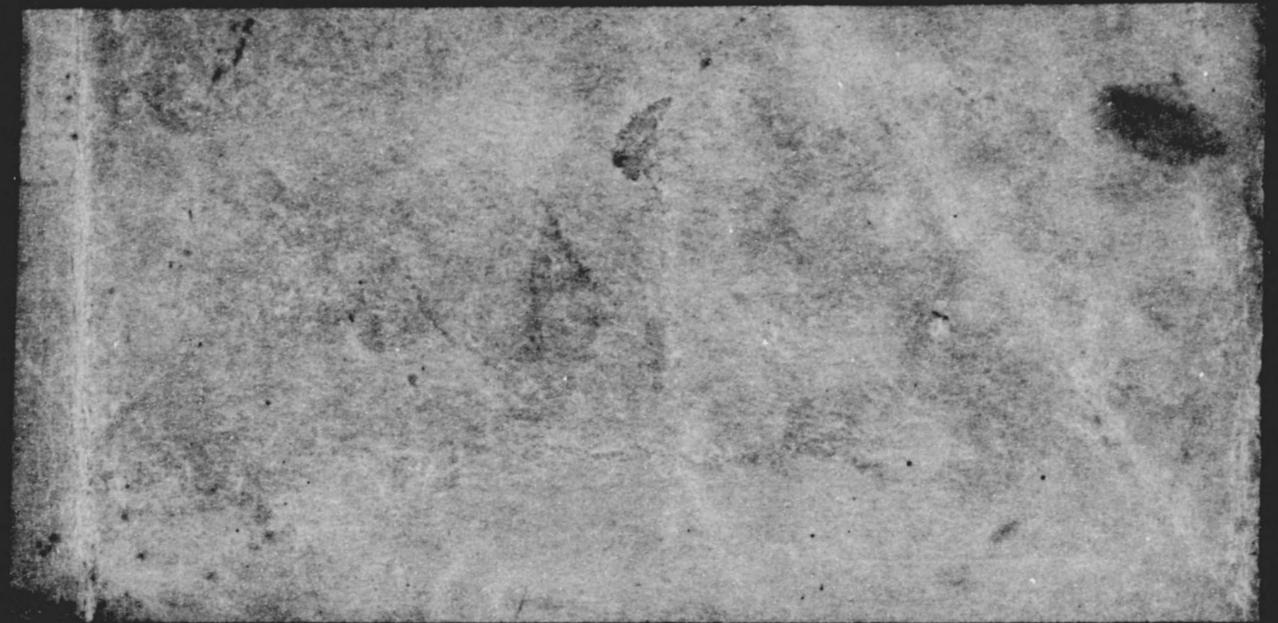
鑛山の探し方と鑛石の見分け方

内藤訓夫著

定價 四・八〇  
送料 一・二二

— 三版發賣 —





1

子印... 和... 大... 書... 圖... 御... 照